**平成２９年（フ）第４１号**
茨城県かすみがうら市宍倉5865番地１　サンフォレスト102、前住所茨城県土浦市おおつ野８丁目24番25―15号
債務者　殿岡　義博
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第５７号**
茨城県筑西市松原182番地
債務者　小倉　健二
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第６１号**
茨城県坂東市馬立966番地９
債務者　永野　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２９年（フ）第１２号**
千葉県館山市北条1229番地の８　北原荘　Ｄ号室
債務者　宇山　久恵
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２９年（フ）第３０号**
富山県南砺市井波1269番地３
債務者　木戸　智春
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第３５号**
富山県南砺市城端4375番地１
債務者　安地　真希
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第３６号**
富山県南砺市城端4375番地１
債務者　安地　京子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第９５号**
山梨県甲斐市篠原3125番地２　相川住宅７号
債務者　稲垣　　敦
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０８号**
山梨県甲斐市西八幡1706番地５
債務者　畑戸　清美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４４号**
長野市篠ノ井東福寺1400番地の１
債務者　山田　公明
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４７号**
長野市篠ノ井山布施字西河原8485―１　山布施の里
債務者　瀧澤　滿房
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第５８号**
長野県須坂市旭ケ丘10番地13（Ｎ16―２）
債務者　山岸　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第６０号**
長野市大字東和田914番地１　サーパス東長野703号
債務者　菊地　望華
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第５８２号**
愛知県津島市喜楽町39番地８
債務者　藤井　優子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１１４号**
兵庫県姫路市大津区吉美788番地15、従前の住所兵庫県たつの市御津町苅屋265番地２
債務者　古島ゆみ子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１２４号**
兵庫県姫路市香寺町中仁野91番地３
債務者　浅野真愉子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１５８号**
兵庫県姫路市城東町清水14番地　京口団地３棟404号
債務者　阪田加代子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１６６号**
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目７番３―108号
債務者　伊藤さつき
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部